

法令及び判例ニュース (n.º 12-08)

A.- 法令

1.- 13ヶ月給料(13º Salário)の支払い - 罰金

アメリカの金融危機を源泉とした、実体経済の不況が進み、企業は減収減益の状況であるが、今年も13ヶ月給料の支払い時期となった。

最近、資金不足からボーナスの支払いを規定日に支給出来ない状況の会社も在るとも聞いている。

俗名、クリスマス、ボーナス（13ヶ月給料）は1965年の法令第4.729号で規定され、毎年2月から11月末までに、50%相当額を前払いとして支給され、残りの金額は12月20日まで支給する規定となっている。

社員から1月末までに、有給休暇を取る際に、13ºヶ月給料の前払い支給の要請があると、有給休暇を取る際に50%相当額を前払いとして支給する必要がある。

一方、資金不足等の理由から、13ヶ月給料の支払いが遅れた場合、各従業員に付き約R\$ 400,00の罰金が掛けられるが、労働組合と事前に話し合い、合意の下での延べ払い方式を取れば問題を防げると思われる。

最後に従業員の利益への参加問題は、各企業が労働組合或いは社内規定で、上記クリスマス、ボーナス以外に、利益の参加名目でのボーナス支給の約束していなければ支給義務はない。

2.- 仲裁制度(ARBITRAGEM)

当国の司法民事裁判による争議の決着は5年或いは10年の歳月が掛かり、案件により20年以上も要するケースもある。

この問題は、過去数十年継続しており、訴訟手続法の複雑さと各裁判所が審議する案件が余りに多いために判決が遅れてしまうのが実情といえる。

近年の統計によると、最高裁判所への申請件数は2006年に127.535件、2007年に119.324件、2008(10月まで)に87.529件と、

毎年 10 万件を越しており、下部裁判所の取り扱い件数は、更に多い内容と判断される。

上記問題を削減する目的から、1996 年の法令第 9307 は資産 (Direito Patrimonial) に係わる紛争の解決に仲裁制度 (ARBITRAGEM) を導入した。

仲裁制度の主要点は次の通りとなっている。

仲裁制度の導入は、a.- 当事者が契約書内に契約書に関する紛争が発生した場合、仲裁により問題を解決する誓約条文へ合意する、又は b.- 紛争の解決へは、仲裁人の決論を尊守する合意書へサインする方式により採用されるが、更に当事者は仲裁人又は仲裁機関の指名と仲裁へ適用される規則等を自由に決めることが出来る。

仲裁人の結論は当事者が合意した期間内に出されるが、期間が制定されていない場合は 6 ヶ月以内となっている。

仲裁人は事実上及び司法上の裁判官であり、判決書は司法裁判官の認証を必要もなく、上告も出来なく、従って最終結論となる。

外国の仲裁判決書は高等裁判所(STJ)の確認(Homologação)後、当国内でも司法裁判の判決文と同効力を持ち強制執行できる。

仲裁制度に関する判例は:

- 1.- 最高裁判所は上記仲裁制度を導入した法令の合憲性について既に審議し問題無いとの結論を下している。
- 2.- 又は高等裁判所は契約書に仲裁制度の適用に合意した当事者が申し出た、仲裁判決書の無効申請を却下する判決も下している。

以上から、他国のように、一般契約書の諸問題、紛争の解決には仲裁制度の利用を検討すべきと思う。

S. P. 05/12/08. Flávio Tsuyoshi Oshikiri

Ohno & Oshikiri Advogados

AV. 9 de Julho, 4954 – Jardim Europa - São Paulo- SP. Tel.(011) 3068-2053